

位置づけ変更後の応招義務の考え方について

- 新型コロナウイルス感染症に係る医師等の応招義務については、緊急対応が必要であるか否かなど、個々の事情を総合的に勘案する必要があります
- **その上で、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナに患っている若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しないため、**発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし(※)、それでもなお診療が困難な場合には、**少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨しましょう**



(※) (左) 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第5版
(右) 診療所における効果的な感染対策の好事例の紹介

オンライン診療について

(新型コロナウイルス感染症)



- オンライン診療の実施にあたっては**「オンライン診療の適切な実施に関する指針」**を遵守する必要があります
- **初診から、指針のルールに沿ってオンライン診療を実施することが可能です**
指針のルールに従ったオンライン診療を実施する体制の整備をお願いいたします



厚生労働省 オンライン診療に関する情報

- ▶ オンライン診療に関するホームページ
 - 「オンラインの適切な実施に関する指針」
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について
 - 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日事務連絡）



オンライン診療を行う場合の診療報酬

情報通信機器を用いた診療を行い点数を算定する場合は、

施設基準を届け出て、指針に沿った診療を行う必要があります

- 【初診】・251点（対面の場合288点）
- 【再診】・再診料 情報通信機器を用いた場合 73点
- ・外来診療料 情報通信機器を用いた場合 73点